

令和 2 年度

第 2 回東京都食品安全審議会

日時：令和 2 年 11 月 25 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 57 分
場所：東京都庁第一庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午後 2 時 0 0 分開会

【稲見食品監視課長】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和 2 年度第 2 回東京都食品安全審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課長の稲見と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の資料及び議事録は、原則公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきいただければと思います。

また、ご発言の際は、挙手の上、目の前のマイクの下側の右側のボタンを押していただき、赤いランプが点灯してから、ご発言お願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、赤いランプを消してください。

また、本日の座席につきましても、前回同様、感染リスク低減のため、委員の方々の間隔を取り、交互に配置をしておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、まず、委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。

本審議会は、東京都食品安全審議会規則第 5 条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないことになっております。ただいまご出席の委員は 17 名で、委員総数 22 名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は、石井委員、黒川委員、西村委員、吉田委員からは、ご欠席とのご連絡を受けております。

それでは、以後の進行を五十君会長にお願いいたします。それでは、五十君会長、よろしくお願いいたします。

【五十君会長】 五十君でございます。皆さんこんにちは。

今日も、皆様のご協力の下、審議会の円滑な進行を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず、議事に入る前に事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局】 食品監視課の倉持と申します。

本日お配りしております資料でございますが、会議次第、委員名簿、座席表のほか、資料 1 から資料 6 までの 6 種類の資料をお手元にご準備しております。

次に、机上資料といたしまして、東京都食品安全推進計画の冊子をご準備しております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

【五十君会長】 資料の不足等はありませんか。よろしいですか。

よろしいようです。それでは、お手元の会議次第に従いまして議事に入りたいと思います。

前回の審議会後、9 月 14 日から 10 月 13 日の期間でパブリックコメントを実施しました。それらの意見を踏まえ、奥澤副会長を部会長とする部会においてご検討をいただいていたところでございます。本日は、その検討結果を部会長から答申（案）としてご報告していただき、審議をいたしたいと思っております。

奥澤部会長、ご報告をよろしくお願ひいたします。

【奥澤副会長】 奥澤でございます。私からは、部会における検討結果について、その概要を説明させていただき、その後、詳細につきましては事務局から報告をさせていただきます。

前回の食品安全審議会の後、9月14日から10月13日の日程で、食品安全推進計画答申（案）中間のまとめに対するパブリックコメントを実施しております。11月4日に開催しました第4回部会では、パブリックコメントのご意見と、意見に対する考え方について事務局から説明を受けた後、パブリックコメントの回答及び答申（案）について検討を行いました。その結果、若干の文言修正を加えた上で、部会における検討結果として報告させていただくこととなりました。

以上、部会での検討結果について簡単に報告させていただきました。

引き続き、パブリックコメントの結果及び答申案の詳細について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは、答申案についてご説明いたします。

まず、本年9月9日に開催いたしました令和2年度第1回食品安全審議会において、各委員からご意見を頂き修正した事項、併せて会長と相談し事務局により文言を一部整理した事項についてご説明いたします。修正等を行った事項を資料1にまとめております。

対応の欄には、答申の案を修正または追記した内容を記載しております。修正箇所につきましては、該当箇所の列に記載しております。

ご意見でございますが、1点目が食品廃棄ロスのご意見を盛り込んではいかがかということ、2点目がフードバンクに関する記載を追加してはいかがかということ、3点目が計画の施策の体系について、現行計画と同様に「グローバルスタンダードを踏まえた自主的衛生管理の推進」としてはどうかというご意見でございます。これらにつきましては、ご意見を踏まえまして、「答申（案）中間のまとめ」を修正いたしました。また、4点目、5点目でございますが、こちらは、審議会後に会長と相談し、より正確な記載とするため、事務局で文言を修正した事項となります。これら五つの事項を修正したものを「答申（案）中間まとめ」といたしまして、委員の皆様方にご報告をした後に、9月14日からパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントに寄せられたご意見と、そのご意見に対する考え方を資料2にまとめております。資料2を御覧ください。

募集期間でございますが、令和2年9月14日から令和2年10月13日までの30日間、意見を募集いたしました。意見の送付者数は、3名となっております。頂いたご意見は、中間のまとめのページに沿って全部で13の意見にまとめております。また、このパブリックコメントを踏まえまして、修正や追加した箇所は、その旨を、修正していないものについては考え方を説明するという形式で記載をさせていただいております。

なお、本資料のページの列に記載しておりますページ数は、パブリックコメントを実施した「答申（案）中間まとめ」のページ数ではなく、本日の資料5でお示した「答申（案）」のものとさせていただきます。

それでは、ご意見の内容と考え方について説明をさせていただきます。

まず第1章、推進計画改定に当たっての考え方に対するご意見でございます。

答申（案）5ページの施策の柱1にあります、こども食堂、認知症カフェなどに関することでございます。

ご意見としまして、自治体がこども食堂に携わる場合、委託先に丸投げせず、最初から最後まで責任を持って継続的に運営に携わり、喫食者側の視点で運営を行うべきと考えるというものでございます。

考え方として、答申（案）の11ページに記載をしております基本施策4と25ページに記載をしております重点施策3において、福祉を目的として食品を提供する事業主体に対し、衛生管理に関するガイドラインを作成し、安全に食品を提供できるよう取組を支援することとしており、今後作成するガイドラインの内容について、区市町村への情報提供やホームページに掲載するなど、広くこども食堂の運営に携わる方に活用いただき、衛生管理の向上に向けた取組を推進していくこと等を説明しております。

続いて第2章、食品の安全確保の施策に対するご意見でございます。

二つ目でございますが、こちらは答申（案）の11ページの基本施策3、25ページの重点施策2のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進に関するご意見でございます。

HACCPに沿った衛生管理の対象外となる業種について分かりやすく記載してほしいというご意見でございます。

考え方といたしまして、食品衛生法で許可または届出の対象となる事業者が、HACCPに沿った衛生管理の対象であること。HACCPに沿った衛生管理の対象外となる事業者である許可や届出の対象外となる事業者を説明する用語説明を、答申の附属資料として追加する予定であることを説明しております。

続いて、裏面の2ページに移りまして、三つ目でございますが、こちらもHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進に関するご意見でございます。

都内において、法令上の届出が必要だが、未届けになっている施設を把握すべきであるということ。また、HACCPに沿った衛生管理を行っている施設の情報をネット上に公開し、ネットを使用しない利用者にも分かりやすいよう、ステッカーなどで周知すべきであるというご意見でございます。

考え方といたしまして、答申（案）の基本施策3及び重点施策2において、HACCPに沿った衛生管理を事業者が円滑かつ速やかに導入し、定着させられるよう、新たに許可または届出対象となる事業者を含め、相談の受付など丁寧な周知及び技術的支援を行うということを説明しております。

また、答申（案）15ページに記載をしております基本施策21、地域監視において、営業施設に対し、衛生管理等に関する監視指導を実施することとしております。事業者からの届出漏れなどがないよう丁寧に周知を行うとともに、監視指導において届出状況の把握に努めていくことを説明しております。

そのほか、HACCPに沿った衛生管理を行っている施設についての都民への情報提供については、事業者におけるHACCPの定着の状況などを確認しながら検討し

ていく課題と考えている旨を記載しております。

四つ目でございますが、答申（案）11ページの基本施策4及び25ページの重点施策3に記載をしております、多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進に関係するご意見でございます。

HACCPに沿った衛生管理の対象外となる施設であっても、施設内で調理し食事の提供をする場合は、保健所へ衛生管理等の相談を行うべきというものでございます。

考え方といたしましては、答申（案）の基本施策4において、営業許可や届出の対象外となる業種等の様々な食提供主体に対しても、衛生管理水準を確保し、安全な食品を提供できるよう、情報提供・技術的支援を行うこととしているということ、HACCPに沿った衛生管理の対象外となる施設から保健所が相談を受けた場合も適切に助言等を行っていくことを説明しております。

続きまして、五つ目でございます。こちらは、答申（案）12ページの基本施策10、事業者に対する講習会等の開催に関係するご意見でございます。

まず、食品衛生責任者となれる者について簡単に説明をさせていただきますと、調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有している方は、実務経験や講習不要で食品衛生責任者となることが出来ます。調理師などの資格を有していない方は、養成講習会を受講していただく必要がございます。ご意見は、養成講習会の受講義務がない調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格を有する者についても、定期的にフォローアップのための講習会を受講し、最新の知見をもって指導できるようにすべきであるというものでございます。

考え方といたしましては、資格の有無にかかわらず、食品衛生責任者は厚生労働省令、食品衛生法施行規則の中で「講習会を定期的を受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めること」とされているということ。また、答申（案）の基本施策10において、食品衛生責任者等に対する衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進させることとしており、引き続き食品衛生責任者等に対する衛生講習会を実施していくことを説明しております。

続きまして6点目でございます。こちらは、答申（案）19ページの基本施策31、食品の安全に関する普及啓発・情報提供に関するご意見でございます。

食中毒の発生状況や、保健所による食中毒発生時における衛生指導内容などについての情報提供を充実させ、事業者が自らの施設で教育、訓練等へ生かせるようにしてほしいというご意見でございます。

考え方といたしましては、都では、都内の食中毒発生状況や個別の事例などについて、ホームページやメールマガジン等の媒体を通じて情報提供を行っているということ、答申（案）の基本施策31においても、様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供することとしており、引き続き、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく情報提供していくことを説明しております。

続いて3ページを御覧ください。

7点目でございます。こちらは、答申（案）19ページの基本施策34及び30ページの重点施策11に関係するご意見でございます。

食物アレルギー発症時の緊急対応を救命講習に取り入れるなど、食物アレルギーへの対応について普及していくべきと考えるというものでございます。

考え方につきましては資料3に記載しておりますが、先日開催いたしました第4回部会で委員の方からご意見を頂き、そのご意見を踏まえ、修正しております。

一度、資料3を御覧いただければと存じます。資料3の2番目のご意見を御覧ください。

部会でお示した回答(案)については、関係者への講習会のみとなっておりますため、ご意見の趣旨が、一般の方に対しても緊急対応の講習会を行うべきというものではないかというご意見を頂きました。エピペンの対応を想定していると思いますので、一般の方が予備知識として救命講習を勉強できるような機会があってもよいのではないかというご意見を頂いております。

対応でございますが、まず、エピペンの注射につきましては、法的に医療行為に当たります。医師でない者が医療行為を反復継続して行うということはできない行為であることから、エピペンの使用方法を広く普及するという事は難しい課題であると考えております。しかしながら、患者や家族などの方々にも予備知識として勉強する機会を設定するという事は、患者や家族などの適切な自己管理や生活環境の改善のために寄与するものであることから、ホームページや講習会などによる普及啓発を実施する旨を追記いたしました。

資料2にお戻りください。

部会でのご意見を踏まえ、パブリックコメントの回答を修正いたしました。答申(案)の基本施策34及び重点施策11において、症状発生時の緊急時対応などについて、学校や保育所などへの普及啓発を関係各局が連携して進めることとしていること。また、平成30年3月に策定いたしました東京都アレルギー疾患対策推進計画において、食物アレルギーへの対応について、社会福祉施設や学校職員の緊急時対応力の向上のため、職員研修や救命講習等を実施するとともに、患者・家族等の適切な自己管理や生活環境の改善のため、ホームページや後援会等による普及啓発を実施することを説明しております。

今後も、施設関係者や都民に対し、食物アレルギーの基礎知識や緊急時の対応などについて普及していくことを説明しております。

続きまして、第3章、推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方に対するご意見でございます。

8点目、9点目ともに、答申(案)32ページ、33ページの第2節、「施策の実施と計画の見直し」中の記載しております下線部の文言を資料でお示した文章に修正してはどうかというご意見でございます。ご提案頂いた文については、資料をご確認いただければと存じます。

考え方でございますが、ご意見として承りまして、原案の記載とさせていただくことを説明しております。

最後の4ページでございます。

10番目といたしまして、用語の簡易解説を追記してはいかがかというご意見でございます。

考え方といたしましては、答申の附属資料として用語説明を追加する予定であるということを説明しております。

続いて、その他といたしまして、管轄保健所の在り方に関するご意見を頂いております。

1 1 番目として、営業許可制度見直し時には、地方自治体の運用面を含めた「判断基準の統一」を図るべき。国が営業許可制度を全国平準化する考えならば、平常相談については、管轄外の保健所でも相談を受け付けるようにすべきであると考えているというご意見。

1 2 番目として、現在、営業者の屋号、法人名を言わないと相談を受け付けない保健所が多いが、氏名、連絡先だけでも相談に乗っていただけないか。保健所へ相談すると職場で不利益を被ることもあるため、保健所は相談者が所属を明かさなくても相談に応じるなど、柔軟な対応が必要であるというご意見。

1 3 番目として、管轄の保健所の指導、助言に異議がある場合の相談窓口を設けていただきたいというご意見でございます。

これら三つのご意見に対する考え方を、まとめて記載しております。

まず、保健所での営業施設や取扱食品についての詳細なご相談につきましては、指導や処分につながる情報を取扱うこともあるため、指導等の権限を持つ管轄の保健所で受け付けることとしておりますが、法制度や食品の規格基準などに関する一般的な相談につきましては、管轄外の保健所でも対応が可能であるということ。保健所の指導等に異議がある場合につきましては、保健所を所管する部署や関係法令を所管する部署にご相談いただくことになるということ。最後に、公益通報に関わる案件につきましては、公益通報者保護法に基づき、適切に対応していることを説明しております。

以上が、資料2の説明となります。

続きまして、資料3を御覧ください。

こちらは、1 1 月 4 日に開催いたしました部会におけるご意見等を踏まえ、修正した事項についてまとめた資料となります。

内容を説明させていただきます。

1 点目でございますが、パブリックコメントの2 番のご意見に関連しますが、H A C C P に沿った衛生管理の対象外となる業種についてのご意見でございます。H A C C P に沿った衛生管理の対象外となるものが政令で定める業種であれば分かりやすいのですが、「営業」と「採取」の違いが分かりにくいというご意見でございます。

対応でございますが、ご意見を踏まえまして、5 2 ページにお示しをしております附属資料1 の用語説明の中で、「H A C C P に沿った衛生管理」に関する説明に、許可または届出の対象外となる業種について、政令で定める五つの業種に加え、厚生労働省が説明会などの資料で示しております記載、このほか、学校、病院等の営業以外の給食施設のうち、1 回の提供食数が2 0 食程度未満の施設や農家や漁家が行う採取の一部とみなせる行為、出荷前の調製等についても営業届出は不要であるということを追記しております。

2 点目でございますが、資料2 のパブリックコメントに対する考え方でご説明させていただきます。

続いて3点目でございますが、今後、ホームページなどウェブサイトに資料を掲載する際に、答申（案）本文中の用語をクリックすれば用語説明中の、その用語の説明が表示されるようにしてほしいというご要望をいただいております。

こちらにつきましては、部会資料を掲載する際に対応させていただきました。また、今後、答申を掲載する際にも対応してまいります。

続きまして4点目でございますが、用語説明の「意図しない混入」の説明についてでございます。

用語説明では、意図しない混入（コンタミネーション）と記載をしておりますが、クロスコンタクトという用語とクロスコンタミネーションという用語を使い分けている方もいるので、補足説明を追加してはいかがでしょうかというご意見でございます。

こちらにつきましては、用語説明に、なお書きといたしまして、クロスコンタクト（交差接触）と表現することもあるということを追記しております。

続いて5点目でございますが、同じく用語説明で、「豚熱」の説明についてでございます。

こちらは、「感染豚の肉が流通することはない。」その理由を記載したほうが良いとのご意見でございます。

こちらの記載につきましては、農林水産省のホームページから引用したのですが、より詳しく説明するため、「生産段階での飼育衛生管理、ワクチン接種並びにと畜場でのと畜検査の実施により、感染し、発症している豚の肉は市場に出回ることはない。」と修正いたしました。

最後に6点目でございますが、こちらは事務局から答申（案）11ページにお示ししております基本施策1の東京都エコ農産物認証制度の推進の概要について修正、提案したものでございます。

化学合成農薬や化学肥料を適切に管理し、生産された農産物を認証することが分かるよう、「生産」という文言を「生産管理」という文言に修正をいたしました。

続きまして、資料5を御覧ください。

これまで、資料1から資料3までご説明をいたしました意見などを踏まえ、答申（案）の中間まとめから修正をしたものとなっております。修正した箇所につきましては、重複する部分もございまして説明をさせていただきます。

まず、目次でございますが、附属資料1といたしまして、用語説明（50音順）を、そのほか、附属資料として諮問書等を追記しております。こちらにもお示ししておりますとおり、附属資料といたしまして、諮問書、審議会委員及び部会委員名簿、パブリックコメントの結果、食品安全条例及び食品安全審議会規則を追加する予定としております。

続きまして、1ページ目の「はじめに」についてでございます。

答申（案）の中間のまとめでは、検討内容を「中間まとめ」として取りまとめたという内容でございましたので、5段落目の「また」以降になりますが、「最終答申に当たりパブリックコメントを参考にした」ということ、「さらに検討を重ねて推進計画の改定について取りまとめたので答申する」と修正をしております。

続いて2ページの第1章、食品安全推進計画改定に当たっての考え方でございます。

5段落目になりますが、「今回、推進計画を改定するに当たっては」の段落ですが、第1回審議会でのご意見を踏まえまして、下から3行目に「食品ロスへの関心の高まりや」という文言、その下の行に「今日的な状況に配慮しつつ」という文言を追加しております。

続いて、御覧いただいているページの下のほうを御覧いただければと思います。こちらに附属資料の用語説明において説明する用語を該当ページと合わせて記載しております。

同様に、3ページ以降も記載をさせていただいております。

続きまして、6ページを御覧ください。

施策の柱2、情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進でございます。

こちらの三つ目の丸になりますが、指定成分等含有食品に関する箇所でございますが、食品表示基準の内容を含める記載とするため、こちらの文頭に、食品衛生法の後に「等」の文字を追記し、「食品衛生法等の改正により」とさせていただきます。

続きまして、10ページを御覧ください。

総合的な体系でございます。第1回審議会でのご意見を踏まえまして、こちらに「グローバルスタンダードを踏まえた」という文言を追記しております。施策の柱1から線が引いておりまして、その右側の上の部分となります。ここに「グローバルスタンダードを踏まえた」という文言を追記しております。

続きまして、11ページを御覧ください。

基本施策でございます。こちらも、施策の柱1の下に記載をしております1-1というところでございますが、「グローバルスタンダードを踏まえた」という文言を追記しております。

続いて基本施策1、東京都エコ農産物認証制度の概要の2行目の最後から3行目にかけてでございますが、「生産」という文言を「生産管理」に修正をしております。

続きまして、25ページを御覧ください。

重点施策3、多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進でございます。第1回審議会でのご意見を踏まえまして、第1段落の2行目に、「中には取り扱う食材をフードバンクなどから提供を受けるなど、流通形態も多岐にわたっている。」というくだりを追加しております。

続きまして、27ページでございます。

重点施策6、「健康食品」対策でございますが、こちらの2段落目の「食品衛生法」の後に「等」を加え、「食品衛生法等の改正により」といたしました。

続いて、32ページを御覧ください。

第2節、施策の実施と計画の見直しでございます。第2段落目でございますが、内容に変更はありませんが、より適切な表現とするため、記載順を変更するなど修正いたしました。「食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクの顕在化、より高度な製造技術の進展、より迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、国内外の諸状況や科学技術の進歩によって大きく変化する。」と修正をいたしました。

以上が、本文になります。

続きまして、35ページ以降の用語説明でございますが、先ほどもご説明したとおり、パブリックコメントのご意見を踏まえ、用語説明を追加しております。こちらにつきましては、本文中に記載しております用語に対する説明を50音順に並べたものとなります。部会でのご意見を踏まえまして、修正した箇所につきましては先ほどご説明をいたしました。36ページの意図しない混入（コンタミネーション）、52ページのHACCPに沿った衛生管理と、それと、53ページの豚熱（CSF）となります。修正内容につきましては、ご説明をさせていただいたとおりでございます。

また、第4回部会後に、事務局で用語説明の記載内容を見直しし、より正確に記載するため、一部の文言を修正しております。

資料の説明につきましては、以上となります。

【五十君会長】 大変丁寧なご説明、ありがとうございました。

ただいま、奥澤部会長及び事務局から答申（案）部会報告についてご説明がありました。部会のメンバーの方、それから事務局の方々のご尽力に、この場をおかりいたしまして深謝いたします。

これから、この報告内容につきましてご審議いただきたいと思っております。ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。資料1は、前回の、この審議会における意見を総括していただいております。それから資料2では、パブコメによって出されましたご意見、ならびにその対応について総括していただいております。資料3につきましては、部会で、さらにご検討いただいた内容、事項について整理していただいております。それから、先ほどご報告にありましたように、資料5の35ページから始まります用語説明、こちらにつきましては、非常に便利なデータベースになると思っております。こちらのほうにつきましても、ご意見等頂けますか。以上、いかがでしょうか。

それでは、木村委員、どうぞ。

【木村委員】 部会委員の皆様、大変お疲れさまでございました。

今回、私は、公募委員として審議会に参加させていただきました。こうして一つのものが答申まで作り上げていく過程というものを初めて経験させていただきました。審議会での意見ですとか、パブリックコメントの意見ですとか、それを踏まえた部会の意見などを通して、政省令で決まったものが都の推進計画として成り立っていくのだなというものを見させていただきました。

報告内容で一番感激したのは、私たち都民にとって難しい言葉、なじみのない言葉がたくさんあります。そういった中で用語説明、こちらがあることによって、とても見やすくなりますし、これって何だろうなと思ったその瞬間、その語彙をクリックすると分かるというものが、とても親しみやすく見やすくなっております。これがホームページ上に出てきた際、私たち都民が見た時に、クリックしたら分かるというこういう方法が、この推進計画のみならず、今後ホームページ上に都民に向けて載せる際にも、こういった言葉の説明というのを入れていただければ、本当に見やすい都のホームページになると思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

【五十君会長】 大変貴重なコメントありがとうございました。

事務局、何かありますか。よろしいですか。

【稲見食品監視課長】 私ども食品監視課では、「食品衛生の窓」というホームページを作らせていただきまして、大変ご好評いただいているところでございます。そのホームページを作る際には、今のご意見を踏まえまして、なるべく分かりやすいような形で今後も発信していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【五十君会長】 ありがとうございます。木村委員、よろしいですか。

そのほか、ご意見あるいはご質問でも構いませんが、ありますか。

秋山委員、よろしく申し上げます。

【秋山委員】 秋山でございます。

今回、答申（案）のまとめに当たって、各委員の皆様、そして事務局の皆さんが努力をさせていただいて、本当にいい中身がまとまったのではないかと思います。敬意を表したいと思っております。

非常に分かりやすい中身もつけていただきましたので、これで概要はよろしいかと思うんですが、1点だけ、どうしても気になる場所があったんで。用語解説のところでございますが、細かいところまではと思うんですが、53ページにフードバンクの解説をされてるんですが、私ども生活協同組合なんかも、最近、フードバンクの活動をいろんな形で支援をさせていただいてるんですが、ここで書かれてる解説のところは、間違いではないんですが、いわゆる不要食品を福祉団体に回すということの観点だけではなくて、最近のところは、不要になったものだけではなくて、ご家庭にある、また企業が積極的な意味合いを込めて食品をいろんな形で活用させていただくということもあります。例えば、東京都も、備蓄食品を有用に活用するというような取組もされておりますので、少し、この説明からすると、要らなくなった食品を活用するという観点のみに限られておりますので、もう少し幅広い、今、フードバンクという支援の活動は広がっておりますので、少し、そういった積極的な意味合い、善意のいろんな取組が広がっておりますので、そこら辺を解説に付け加えていただけるとありがたいなというふうに思っております。

事務局のほうに、対応等々についてはお任せしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【五十君会長】 確かに、この表現ですと、ちょっと語弊のある捉え方をされる可能性があるように思います。事務局に一任ということですので、表現の仕方につきまして、事務局で検討していただき、修正・加筆していただくということによろしいですか。

事務局も、それでよろしいですか。

【稲見食品監視課長】 はい。確かに、フードバンクの記載の部分につきましては、ご指摘のとおり部分がございますので、少し文言については追記をしていきたいというふうに思います。

【五十君会長】 場合によっては秋山委員と情報交換をしていただいて、行っていただければと思います。

秋山委員、それでよろしいでしょうか。

【秋山委員】 ありがとうございます。

【五十君会長】 ほかにご質問、ご意見等ございますか。

柿本委員、どうぞ。

【柿本委員】 柿本でございます。

説明など、ありがとうございます。部会の皆様、関係の職員の皆様、出来上がりまして、本当にお疲れさまでございました。

1点だけ、コメントでございます。

32ページの第3章の第2節のところ、加えていただきました2段落目の「食品の安全に関する問題は」のところでございます。まさに、現在の状況というのは、この文章が表すようなことになっているかと思っておりますので、ここのところをぜひ肝に銘じて進めていただければなというふうに、希望でございます。

以上です。

【五十君会長】 コメントということによろしいでしょうか。

事務局、何か追加ございますか。

【稲見食品監視課長】 ご意見ありがとうございます。この答申に沿いまして、今後、推進計画の本体を作らせていただくということになりますけれども、この部分につきましても、しっかり対応させていただきたいと思っております。

【五十君会長】 柿本委員、よろしいですか。ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

それでは、森田委員、どうぞ。

【森田委員】 今回の答申(案)ができるまで、丁寧で十分な検討が行われており、部会でも様々な議論、きちんと検討が行われてきて、今回、取りまとめられたと思えます。事務局の皆様も、それから委員の皆様の力の結集だなというふうに思っております。

食品衛生法では、ちょうど食品衛生法の改正の時期と重なり、そのことも網羅的に入っているのはもちろんなんですが、今日的な事情としては、今回、食品ロスということも入れていただきました。それから、新型コロナウイルスというところで、用語集のところもそうですが、テイクアウトですとか新しい生活様式に対応した様々な取組の推進ということも入ってこの短い期間に入れていただいたということで、とても良い内容にまとまっているかと思えます。どうもありがとうございました。

これから、こういった推進計画を、また都民に広く知ってもらおうということも大事です。新しい生活様式ですので、なかなか対面の開催、リスクコミュニケーションなんか難しくなっていくかと思うんですけれども、この間、都庁の「食品衛生の窓」を見ますと、例えば、新しくツイッターですとか、それからアレルギーの表示のウェブ講習ですとか、それから食肉の低温調理の動画ですとか、食中毒に関しても、様々な動画が短い間に上がってきています。すごく楽しい内容が多いなど。ノロウイルス氏みたいな氏が出てきて、いろいろ探偵物みたいな作りになっていて見たくになりますし、SNSとかにも対応して新しい動きで若い人たちも巻き込みながらやっていこうという、そういうふうな面がよく見られるのかなというふうに思います。この取組が、これからまた、さらに進化して行って、面白い動画も期待しておりますので、よろし

くお願いいたします。

【五十君会長】 ありがとうございます。

ただいまのコメントにつきまして、事務局から何かありますか。

【稲見食品監視課長】 「食品衛生の窓」を御覧いただきまして、ありがとうございます。大変お褒めの言葉を頂きましたので、それを糧に、引き続き、分かりやすい情報提供に尽力していきたいと思っておりますので、今後とも、ご支援よろしくお願いいたします。

【五十君会長】 森田委員からのコメントにございましたが、状況はどんどん変わって、食品衛生の対応も変わっていかなくてはいけないという部分、今回、最大限、ここに反映されていると私も感じました。大変貴重なコメント、ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかにはございますか。

ご意見はほぼ出そろったということで、よろしいですか。

それでは、ご意見を頂きありがとうございます。

ただいま頂きましたご意見を総括いたしますと、若干の文面の修正、先ほどの用語解説につきまして、一部事務局での表現の修正があると思っております。本質的なものではないと思っております。事務局から、先ほどの用語解説の部分の修正事項について、すでに解説いただきましたので、その対応ということで進めさせていただきたいと思っております。

そのような事務局の対応を含めまして、修正事項も含めまして、答申（案）の改定につきまして、修正したものを最終の答申とさせていくという方針で進めさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

【五十君会長】 それでは、全員異議なしということで、了承されました。次に進めさせていただきたいと思っております。

それでは、答申を行いたいと思っておりますので、事務局で準備をしていただきたいと思います。

本年2月に知事から諮問を受けて以来、審議会を2回、部会を4回開催し、東京都食品安全推進計画の改定について審議を重ねてまいりました。

答申がまとまりましたので、審議会を代表いたしまして、高橋健康安全部長へ答申をお渡ししたいと存じます。

東京都食品安全推進計画の改定について（答申）令和2年2月17日付31福保健食第2211号で諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

よろしく申し上げます。

【高橋健康安全部長】 ありがとうございます。

委員の皆様、本当にありがとうございます。

【稲見食品監視課長】 五十君会長、どうもありがとうございました。

それでは、高橋健康安全部長より、ご挨拶申し上げます。

【高橋健康安全部長】 福祉保健局健康安全部長の高橋でございます。

ただいま、五十君会長から、東京都食品安全推進計画の改定について答申を頂きま

した。

委員の皆様方には、本年2月の諮問以降、大変精力的にご審議いただき、本答申をまとめていただきましたことに、心から御礼申し上げます。今後は、この答申を踏まえまして、本年度内に食品安全推進計画を策定いたしまして、都民や事業者の方々と共同、連携しながら、都における食品の安全確保を一層推進してまいります。

また、皆様には、平成30年12月から、第8期東京都食品安全審議会委員として2年間にわたり精力的にご審議いただきました。この間、ただいま答申を頂きました東京都食品安全推進計画の改定についてのほか、食品衛生法等の改正を踏まえた都における食品安全に関する対応を検討部会及び審議会にてご審議いただきました。皆様におかれましては、今後も様々なお立場から、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、これまでの委員の皆様方のご尽力に対し、厚く御礼を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本当に、どうもありがとうございました。

【稲見食品監視課長】 部会長の奥澤副会長を初め、部会の委員の皆様にもご尽力いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日頂戴いたしました答申書につきましては、ご指摘いただいた一部分について修正はさせていただきますけれども、後日、印刷いたしまして、委員の皆様に変更して送付をさせていただくとともに、関係機関へ配布をさせていただきます。また、報道機関にも答申内容を提供する予定でございます。

【五十君会長】 ただいま答申を終えたところでございますが、都は、この答申に基づいて計画を策定することになります。事務局から、この答申を受けて計画を策定するまでのスケジュールにつきまして、簡単にご説明願いたいと思います。

【稲見食品監視課長】 資料6を御覧ください。

今回、2月に令和元年度第2回の審議会で諮問させていただきまして、本日、答申を頂いたという状況でございます。今後、早急に推進計画の本体を作らせていただきまして、その後、パブリックコメントを実施した上で、次期推進計画として公表してまいりたいと、そのように考えております。

【五十君会長】 資料6のスケジュールで進んでいくということになります。

ただいまのご説明に関しまして、何か質問はありますか。特にございませんか。

それでは、これで予定されておりました事項につきましては全て終了いたしました。大変円滑な進行に、皆様のご協力、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【稲見食品監視課長】 五十君会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございます。

部長からのご挨拶でも申し上げましたとおり、本日の審議会は、第8期委員として最後の審議会となります。委員の皆様方におかれましては、これまでご尽力いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

それでは、これをもちまして、令和2年度第2回東京都食品安全審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。